

全国航空消防防災協議会の発足と活動概要

H22. 1. 1

1 全国航空消防防災協議会の発足の背景

平成元年3月に消防審議会が「消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方」について答申を行ってからはや20年が経過した。当時における消防防災ヘリコプターの配備状況は、東京消防庁外7市の消防本部と3道県で合わせて全国で23機に過ぎなかった。その後この答申の「消防ヘリコプターは、各都道府県の区域に少なくとも1機以上配置されることを基本とし、……今後、約10年の間に現有機数に加え、新たに40～50機の消防ヘリコプターを計画的に整備していく必要がある。」を受けて年々整備が進められてきたが、平成7年の阪神・淡路の大震災を契機にヘリコプターの持つ機動力の発揮等からその必要性が改めて認識され、整備が加速された。

ヘリコプターの整備が進んでくる一方で、大規模災害時や平時における各種消防活動において、消防防災ヘリコプターを安全かつ有効に活用するため、全国ネットワークによるヘリコプターの運航体制の推進が強く求められることとなったのである。更に、平成7年9月には、自治省消防庁、都道府県及び市町村の消防関係者による「ヘリコプター運航不能期間対策検討会」から、ヘリコプターの耐空検査等により運航不能期間が年間約80日程度あることから、そのための対策を講じるための検討結果が報告書としてまとめられた。その中に「ヘリコプターに係る諸問題の調整及び搭乗員の飛行技術等に係る共同研修等を行うための連絡協議会を設置する必要がある」との提案がなされた。これらの要請に応えるため、平成8年1月22日に消防防災ヘリコプターに係る地方団体相互の連絡協調を推進し、全国の住民の信頼に応える航空消防防災体制の確立に資することを目的とした「全国航空消防防災協議会」が設置されたのである。

このような状況の下、ヘリコプターは、平成22年1月1日現在では、消防機関保有のものが31機、都道府県保有のものが41機と全部で72機が整備されている。

なお、未整備県は佐賀県及び沖縄県の2県である。

2 全国航空消防防災協議会の活動

(1) 協議会の事業

全国航空消防防災協議会としては、前述のような目的達成のため、次の事業を行うこととしている。

- ① ヘリコプターの運用に関する地方団体間の情報連絡
- ② ヘリコプターによる消防防災活動に関する情報の提供等による支援
- ③ ヘリコプターの効果的運用に資するための調査・研究
- ④ ヘリコプター搭乗員の技術向上等に係る研修
- ⑤ その他本会の目的達成のための必要な事業

(2) 協議会の組織

組織としては、各都道府県の消防主管課長（都道府県会員）とヘリコプターを保有する各市町村の消防本部の警防担当部長（消防機関会員）等で構成されている。

役員は、会長1名、副会長1名、幹事12名及び監事2名が置かれている。平成21年4月1日現在の役員は次のとおりとなっている。

役員名	団体名	職名	備考
会長	千葉県	防災対策監兼危機管理監	都道府県消防防災・危機管理部局長会会長
副会長	東京消防庁	警防部長	全国消防長会会長の属する消防本部の警防担当部長
幹事	北海道	防災消防課長	都道府県7ブロックからの代表者
	長野県	消防課長	
	静岡県	防災局消防室長	
	兵庫県	消防課長	
	広島県	危機管理課防災室長	
	愛媛県	消防防災安全課長	
	鹿児島県	消防保安課長	
	千葉県	消防地震防災課 防災政策室長	会長の属する地方団体の職員の中から会長が推薦した者
	東京消防庁	参事兼警防課長	副会長の属する消防本部の職員の中から副会長が推薦した者
	札幌市	消防局警防部長	消防機関会員の代表
	北九州市	消防局警防部長	
	全国消防長会	事務局次長	全国消防長会事務局の職員
監事	群馬県	消防保安課長	会員の中から幹事会が推薦した者
	愛知県	消防保安課長	